

施設等利用費の支給申請（請求）手続きについて



➤ 提出が必要な方

吹田市から新2号認定・新3号認定を受けて、幼稚園・認定こども園の預かり保育事業や認可外保育施設等を利用し、施設等利用費の支給を希望する方

※上記に該当しない方は、申請（請求）は不要です。利用された場合は、下記に従って手続きしてください。

➤ 必要書類・提出先

利用状況に応じ、手続きが異なります。

預かり保育利用料については、下記のQRコードよりアクセスし、オンライン申請にて手続きをしてください。

認可外保育施設等利用料については、下記の必要書類を書面にて提出してください。

利用状況	必要な申請手続・提出書類		申請・提出先
	（預かり保育利用分）	（認可外保育施設利用分）	
幼稚園・認定こども園の 預かり保育事業のみ利用	施設等利用費 支給申請フォーム 	-	吹田市児童部保育幼稚園室
認可外保育施設等のみ利用	-	① 施設等利用費請求書 ^{※1}	
幼稚園・認定こども園の 預かり保育事業と認可外保 育施設等を併用 ^{※3}	上記QRコードと同様	② 特定子ども・子育て支援 提供証明書兼領収証 ^{※2}	

※1 請求に必要な様式は、右記のQRコードからアクセスし、吹田市公式サイトからダウンロードできます。

※2 特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収証は、利用された施設等から交付を受けてください。

※3 在籍している幼稚園・認定こども園の預かり保育の提供が十分な水準を満たしている場合は、認可外保育施設等の利用料は無償化の対象となりません。吹田市内の各幼稚園・認定こども園の預かり保育の提供状況は、右記のQRコードからアクセスし、吹田市公式サイトにて確認することができます。

(吹田市公式サイト)
施設等利用費の請求
(保護者向け)



(吹田市公式サイト)
特定子ども・子育て
支援施設等一覧



➤ 提出期間など

利用期間	申請・提出期間 [※]	支給月（予定）
令和7年4月～6月分	令和7年7月1日（火）～7月18日（金）	令和7年9月末
令和7年7月～9月分	令和7年10月1日（水）～10月17日（金）	令和7年12月末
令和7年10月～12月分	令和8年1月5日（月）～1月16日（金）	令和8年3月末
令和8年1月～3月分	令和8年3月16日（月）～4月17日（金）	令和8年6月末

※ 上記は吹田市への申請・提出期間です。期間を過ぎますと、施設等利用費の支給が遅れる場合があります。

➤ 振込先口座を変更する場合

施設等利用費は、認定/申請時等に指定された口座へ振込します。振込先口座を変更される場合は、支給月の前月末までに右記の申請フォームより吹田市保育幼稚園室へ申請してください。

なお、振込先は原則として、認定保護者名義の口座に限ります。口座名義人を変更する場合は、別途、認定の変更申請が必要な場合があります。

施設等利用費／私
立幼稚園給食費補
助金 振込先口座
登録（変更）フォー
ム（電子申請）



【お問い合わせ先】

吹田市 児童部 保育幼稚園室 経理グループ 利用費担当
〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号（吹田市役所低層棟2階217番窓口）
平日9：00～17：30（土・日・祝日は休み）
TEL：06-6384-1592（直通）・06-6384-1231（代表） E-mail：hoiku_keiriseibi@city.suita.osaka.jp